

新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方について

- 1 新たな需給調整システム（新システム）については、農業者・農業者団体が主体的に需要に応じた生産を行うことにより、米づくりの本来あるべき姿を実現するものである。このため、新システムにおいては、地域水田農業推進協議会（地域段階の第三者機関的組織）が中心となり、JA等の生産調整方針作成者（農業者・農業者団体）の主体的な需給調整の的確な実施のため具体的な調整を行うことが基本となる。また、行政においても、地域における米づくりの本来あるべき姿の実現のため、農業者・農業者団体の主体的取組に資する需要量に関する情報を提供することとなる。

ただし、新システムが現在の需給調整の取組と乖離・断絶したものとなれば、その円滑な移行は困難となることから、新システムは地域段階が主体となるものの、これを支援する情報提供等の取組みが適切に行われるという意味で、現行の需給調整の取組みの延長線上で対応できると考えている。

- 2 したがって、行政ルートによる個々の農業者までの生産目標数量の配分はなくなるが、以下のとおり、農業者・農業者団体の主体的な需給調整の実施を支援するため、行政ルートによる需要量に関する情報の提供や第三者機関的組織における具体的な調整を実施することとなる。

国段階では、国による需要見通し等の需給に関する情報を算定し情報提供（翌年の全国の需要見通しから、当年の需要を超えて供給される米の見込み量を考慮した全国の必要と見込まれる翌年産米の生産量、客観的な算定方式による都道府県別の翌年産米の需要量に関する情報 等）（別添 ）

都道府県段階では、都道府県が、国からの都道府県別の需要量に関する情報を受け、市町村別の翌年産米の需要量に関する情報の算定方法（及び具体的な需要量に関する情報）について、都道府県の農業者団体・集荷団体からの集荷・販売等に関する情報を踏まえ、都道府県段階の第三者機関的組織（水田農業推進協議会）に諮った上、その結果に則して、都道府県が市町村別の翌年産米の需要量に関する情報を算定し、市町村に情報提供（別添 ）

地域段階では、市町村が、都道府県からの市町村別の需要量に関する情報を受け、地域別の需要量に関する情報を算定し、地域水田農業推進協議会(地域段階の第三者機関的組織)に対して情報提供(別添)

地域水田農業推進協議会(地域段階の第三者機関的組織)においては、市町村が算定した地域別の需要量に関する情報を基に、生産調整方針作成者(方針作成者)からの集荷・販売等の情報を踏まえ、

- ・ 地域としての生産調整への取組の基本方針の設定(地域水田農業ビジョンと整合)
- ・ 管内の方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報の算定(方針に参加しない農業者の生産量を勘案)、JA等方針作成者間の調整
- ・ 管内の方針作成者から傘下の方針参加農業者への生産目標数量の配分の一般ルール(算定方式)の設定(別添)

方針作成者は、地域水田農業推進協議会(地域段階の第三者機関的組織)で算定し提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえて、自らの生産目標数量を決定するとともに、地域水田農業推進協議会(地域段階の第三者機関的組織)で決定された、傘下の方針参加農業者への生産目標数量の配分の一般ルール(算定方式)に則して、自ら算定方式を決定の上、傘下の方針参加農業者へ配分(別添)

新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方

国 段 階

食料・農業・農村政策審議会食糧部会 (第三者機関)

7月 意見 (国) 11月 意見 (国)

基本指針において策定、公表、通知

前年7月から当年6月までの1年間の全国及び都道府県別の需要実績 (販売実績) (速報値)

当年7月から翌年6月までの1年間 (当年) の全国の需給見通し (速報値)

翌年7月から翌々年6月までの1年間の全国の需要見通し (翌年の需要量の見通し) (速報値)

都道府県、地域段階における翌年産に向けた議論の開始

参考
以上のデータを基に、国が都道府県別需要情報の算定に用いる算定方式 (公表) で計算すれば、この段階で、翌年産米の都道府県ごとの需要情報を推計することが可能。

意見
農業者団体・集荷団体、米穀機構等

基本指針において策定、公表、通知

前年7月から当年6月までの1年間の全国及び都道府県別の需要実績 (販売実績)

当年7月から翌年6月までの1年間 (当年) の全国の需給見通し

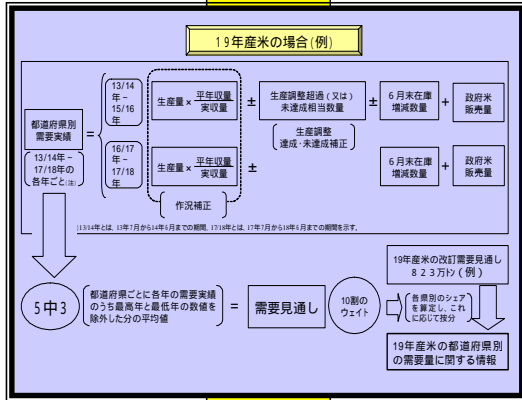
翌年7月から翌々年6月までの1年間の全国の需要見通し (翌年の需要量の見通し) (例: 840万トン)

当年の需要を超過して供給される米の見込み量 (官民の在庫の状況も勘案して算定) (例: 17万トン)

を考慮した全国の翌年の改訂需要見通し (= 必要と見込まれる翌年産米の生産量) (例: 823万トン)

都道府県別の翌年産米の需要量に関する情報 (例: 下表)

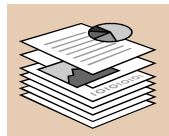
の都道府県別翌年産米の需要量に関する情報の算定方式 (公表)



国が策定

都道府県別の需要量に関する情報

県別	翌年産米の需要量に関する情報
A 県	98,000
B 県	490,000
C 県	294,000
D 県	196,000
E 県	392,000
～	～
全国計	823万トン



情報提供
(国から都道府県へ、全国農業者団体・集荷団体から都道府県農業者団体・集荷団体へ、米穀機構から全国へ)



都道府県段階

12月

【B県】

B県の翌年産米の需要量に関する情報

490,000トン

国からのB県の需要量に関する情報を基に、市町村別の翌年産米の需要量に関する情報()を算定

【第三者機関的組織】(例: B県水田農業推進協議会)

農業者団体・集荷団体(県中、全農県本部(経済連、県単一農協)、県集連等)、行政機関(県、県関係機関)、県農業会議、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農業者等生産者、学識経験者等

都道府県の農業者団体・集荷団体等からの集荷・販売等の情報を踏まえ、B県が算定する市町村別の翌年産米の需要量に関する情報について、議論、検討

【算定方式】

市町村別の翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定

前年産の需要実績: X%

販売戦略的要素: Y%

例

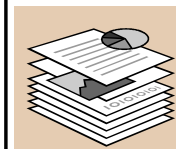
- ・販売実績
- ・高品質米(品質状況)
- ・販売先との結びつき
- ・担い手の状況
- ・環境保全型農業の取組



B県が算定

市町村別の需要量に関する情報

市町村別	翌年産米の需要量に関する情報
a町	100,000
b市	90,000
c村	80,000
d市	70,000
e町	60,000
f村	90,000
B県下全市町村	490,000



情報提供

(都道府県から市町村へ、都道府県農業者団体・集荷団体からJA等の生産調整方針作成者へ)

市町村段階

1~2月 **【b市】**
b市の翌年産米の需要量に関する情報

90,000トン

B県からのb市の需要量に関する情報を基に、地域別の翌年産米の需要量に関する情報を算定

情報提供

【例：b地区地域水田農業推進協議会】（第三者機関的組織）
生産調整方針作成者（JA、集荷業者、農業者等）、行政機関（市町村、都道府県の出先機関等）、農業委員会、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、学識経験者等

b市が算定する地域別の需要量に関する情報を基に、生産調整方針作成者（方針作成者）からの集荷・販売等の情報を踏まえ、
地域としての生産調整への取組の基本方針の設定（地域水田農業ビジョンと整合）
管内の方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報の算定、JA等方針作成者間の調整
管内の方針作成者から傘下の方針参加農業者への、生産目標数量の配分の一般ルール（算定方式）の設定

【算定方式】

方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定
農業者の水田面積：X%
前年産の需要実績：Y%
販売戦略的要素：Z%（例 販売先との結びつき、一等米比率、特別栽培米等の取組、担い手の状況）



b地区地域水田農業
推進協議会が算定

JA等の方針作成者別の需要量に関する情報

い方針作成集荷業者	ろ方針作成JA	は方針作成農業者	～	b市合計
30,000	48,000	10,000	～	90,000

第三者機関的組織で算定され提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえて、**JA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定**



例えば **ろ方針作成JA** II

48,000トンに決定

方針に参加する農業者へ配分

=

第三者機関的組織で設定された、傘下の方針参加農業者への生産目標数量の配分の一般ルール（算定方式）に則して、**JA等の方針作成者自ら算定方式を決定の上、配分**

方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	...	方針参加農業者計
150	220	510	50	360	...	48,000